

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

## ○モデル建物法

(単位：円、消費税別)

延べ面積(1棟ごと)	用途グループ※		
	G1	G2	G3
2000㎡以内	106,000	74,000	48,000
2000㎡超え～5000㎡以内	169,000	120,000	95,000
5000㎡超え～10000㎡以内	221,000	155,000	132,000
10000㎡超え～25000㎡以内	267,000	187,000	164,000
25000㎡超え～50000㎡以内	313,000	218,000	198,000
50000㎡超えるもの	面積÷50000※1 ×直上列の金額	面積÷50000※1 ×直上列の金額	面積÷50000※1 ×直上列の金額

## ○標準入力法 (主要室入力法含む)

(単位：円、消費税別)

延べ面積(1棟ごと)	用途グループ※		
	G1	G2	G3
2000㎡以内	264,000	187,000	89,000
2000㎡超え～5000㎡以内	377,000	264,000	149,000
5000㎡超え～10000㎡以内	466,000	325,000	198,000
10000㎡超え～25000㎡以内	550,000	385,000	239,000
25000㎡超え～50000㎡以内	627,000	440,000	282,000
50000㎡超えるもの	面積÷50000※1 ×直上列の金額	面積÷50000※1 ×直上列の金額	面積÷50000※1 ×直上列の金額

## ○変更審査料金

計画変更	変更に係る部分に関する面積を考慮し、料金表を参照 ただし、直前の判定が他機関の場合や、計算法の変更は 上記料金
軽微変更該当証明 (C)	当初収めた金額の1/2 ただし、直前の判定が他機関の場合は上記の料金

## ○適判対象外の住宅部分が所管行政庁への届出の対象となる場合

行政庁へ図書送付事務手数料 (1棟につき)	10,000
--------------------------	--------

- ・用途グループ※とは 別表3-1 参照
- ・※1 小数点以下2桁目までの数、3桁目以下切捨て
- ・同一計画の物件で、建築基準法第6条の2第1項の確認申請も当センターへ提出される場合等(省エネ適判業務規程第19条)は表の料金より10%の減額を行う。
- ・増改築の場合は既存を含めた面積となりますが、BEIにデフォルト値を採用計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により算定。
- ・複合用途の建築物の用途グループは、各用途ごとのグループの金額で一旦算定し、その金額が一番高いグループを適用します。
- ・住宅系の用途との複合建築物は、非住宅部分のみの面積で算定する。

## 用途番号によるグループ

(確認申請4面に記載している用途の区分コード番号)

用途グループ	コード番号	用 途
G1	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所
	08210	児童福祉施設等（前2項に掲げるものと、08180保育所その他これらに類するもの、を除く。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場 又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校又は高等学校
	08100	養護学校、盲学校又は聾学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所

G2	08290	郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	G3	08310
08320		建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
08340		工場（自動車修理工場を除く。）
08350		自動車修理工場
08360		危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08410		自動車教習所
08420		畜舎
08430		堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08490		自動車車庫
08500		自転車駐輪場
08510		倉庫業を営む倉庫
08520		倉庫業を営まない倉庫
08610		卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

住宅系	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
対象外	08030	共同住宅
	08040	寄宿舍
	08050	下宿
相談要	08990	その他